

令和7年8月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

## 令和7年8月定例教育委員会付議議案 目次

第42号議案	専決処分の承認を求めることについて ----- 1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第43号議案	令和7年度補正予算(9月定例市議会)について ----- 2
第44号議案	財産を支払手段として使用することについて ----- 3
第45号議案	白杵市公立学校統合協議会設置要綱の制定について ----- 4
第46号議案	白杵市立白杵図書館、こども図書館、野津分館の臨時休館の設定について-- 7

第42号議案及び第43号議案は非公開のため削除

## 第44号議案

### 財産を支払手段として使用することについて

財産を支払手段として使用することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第9号の規定に基づき議決を求める。

令和7年8月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、財産を支払手段として使用するため、議会の議決を求める。

令和7年9月9日提出

臼杵市長 西 岡 隆

#### 1 支払手段として使用する財産

- (1) 種類 学習者用タブレット端末
- (2) 台数 2,300台
- (3) 価格 10,120,000円

#### 2 上記財産をもって支払う債務

学習者用タブレット端末リースに要する費用に支払手段として使用する財産  
10,120,000円を充て、61,578,000円

#### 3 相手方

福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号  
NTT・TCリース株式会社 九州支社  
支店長 森本 竜介

#### 理 由

市内小中学校で使用している学習者用タブレット端末を、新たにリースする学習者用タブレット端末のリースに要する経費の一部の支払手段として使用することについて、議会の議決が必要であるため提出する。

## 第45号議案

### 白杵市公立学校統合協議会設置要綱の制定について

白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年8月27日

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会告示第6号

### 白杵市公立学校統合協議会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、白杵市立公立学校の学校統合（以下「統合」という。）を円滑に推進するにあたり、統合に関する諸課題を協議する学校統合協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協議会の設置等）

第2条 協議会は、統合の枠組みごとに設置し、その名称は各協議会において決定する。

2 協議会の設置期間は、設置の日から次条に定める協議事項の終了の日までとする。

（協議事項）

第3条 協議会は、統合に関する次に掲げる事項（以下「協議事項」という。）のうち必要な事項について協議を行う。

（1） 新設校（統合により新たに設置する学校をいう。以下同じ。）又は統合校（統合により複数の学校区を引き継いで存続する学校をいう。以下同じ。）の名称、校章、校歌及び校旗等に関すること。

（2） 学校の式典行事に関すること。

（3） 新設校又は統合校の設置に伴い、統合の対象となる小中学校（以下「統合対象校」という。）の歴史資料等の保存及び行事等の継承に関すること。

（4） 学校施設整備、設備等に関すること。

（5） 統合後の学校の学校運営協議会に関すること。

- (6) 統合後の学校の PTA 組織の運営に関する事。
  - (7) 統合後の学校のスクールバス等の通学体制、安全対策等に関する事。
  - (8) 統合移転準備に関する事。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して必要な事項に関する事。
- (組織)

第4条 協議会の委員(以下「委員」と言う。)は、統合対象校ごとに次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統合対象校の校長又は教頭
- (2) 統合対象校の保護者代表者
- (3) 統合対象校の地域住民代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、協議会の設置期間と同様とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により開催する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 会議には、教育委員会事務局職員等(以下「職員」という。)が出席し、及び発言することができる。

(統合対象校の学校運営協議会との関係)

第8条 協議会は、統合対象校の学校運営協議会に対し、第3条に規定する協議事項のうち必要な事項について、調査検討を依頼することができる。

(守秘義務)

第9条 協議会員は、職務上知ることができた個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

理 由

学校統合を円滑に推進するため、諸課題を協議する学校統合協議会を設置したいので提出する。

## 第46号議案

### 白杵市立白杵図書館、こども図書館、野津分館の臨時休館の設定 について

白杵市立白杵図書館、こども図書館、野津分館の臨時休館の設定について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第16号の規定に基づき議決を求める。

令和7年8月27日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市立白杵図書館条例施行規則第3条第2項に基づき、下記の期間を臨時休館期間とする。

#### 記

令和7年11月16日（日）から11月30日（日）まで

#### 理 由

毎年1回、臨時休館日を設定し、蔵書点検等の図書館の環境整備を実施している。併せて、今年度は図書館システムの入れ替えも行うため。